

要望結果報告

(発行：平成20年10月31日)

第8次中央要請行動 (文教予算等に関する要望)

文部科学省

要望日時 平成20年10月27日(月)

回答者 文部科学省大臣官房審議官

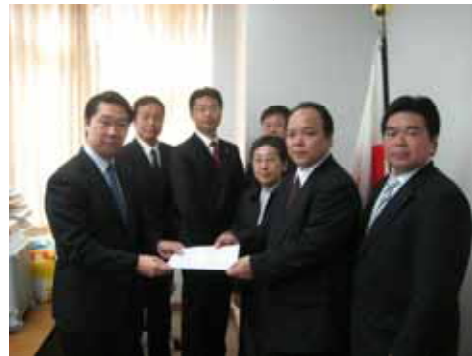
初等中等教育局担当 前川 喜平

要望者 本部専従3名、副委員長3名、
栃木県学校管理職員協議会役員2名6名

要望に対する回答

- 1 人材確保法の趣旨を尊重し、優れた人材を教職員として確保するため、教員勤務実態調査の結果をもとに、教職調整額の増額(12%支給)を図る等、教育専門職にふさわしい給与・待遇に改善すること

平成18年に施行された行革推進法には義務教育諸学校の人材確保に関する特別措置法の廃止を含めた見直しを行うことが明記されている。そして、平成18年の「骨太の方針2006」では、人材確保法に基づく優遇措置を縮減するとともに、減り張りを付けた教員給与体系を検討することが閣議決定された。教員の給与月額、一般行政職の給与月額よりも2.76%優遇されており、この優遇されている分を平成23年度までに縮減する。これについては文部科学省も当時やむを得ず了解したところである。確かに月額では一般行政職と並ぶことになるが、教員には本給の優遇分と教職調整額があるのでボーナスを含めた年額では一般行政職を上回っている。しかし、財務省は、本給において一般行政職よりも優遇されている分と義務教育等教員特別手当を合わせて7.26%分も縮減する考えを持っている。



前川審議官(左)に要望書を渡す

現在、給与や定数が下げられる厳しい状況にある。平成19年度の予算では、伊吹文明元文部科学省大臣のリーダーシップのもと、「教育環境の整備は必要である」との見解を示し、定数の削減、給与の縮減は見送られた。平成20年度の予算では、教員7,000人の増を要求したが、結果は1,000人増に止まった。

現場の教員は、生徒指導、部活指導、保護者対応等、授業以外の校務を沢山抱えている。教員勤務実態調査では土日の勤務を除いても、月34時間の時間外勤務を行って

いる。また、休憩時間を取ることができない現状もあることから、頑張る教員を優遇しなければならない。「減り張りのある教員の給与」について、財務省は、優遇措置分を引き下げたラインを基準として減り張りを付ける考えであるのに対し、文部科学省は、引き下げた所を最低として、そこに積み上げる分に差を付ける考えである。実際に上げた例として、主幹教諭や指導教諭等の新しい職の設置、教員特殊業務手当として部活動指導手当がある。

次に、教職調整額についてだが、教員勤務実態調査からも判明したように、現在の教職調整額は、勤務実態から乖離^{かいり}している。そこで、見直しを図るために、教員の勤務の実態に応じて教職調整額に減り張りを付けられるかどうかを検討した。内閣法制局において検討したところ、「教職調整額で減り張りを付けることは難しい」という見解が示された。そもそも教職調整額は、おおよその教員が有する職務と勤務態様の特殊性を全般的に見て支給するものであることから、各教員の勤務負荷に応じて支給率に差を付けることは法制上できない、とのことである。また、時間外勤務は教員の自発性・創造性に基づいたものであるとしているため、教員一人一人の勤務負荷に対応する適切な給与が支払われていないのではないかと、という批判もある。

「骨太の方針2006」では平成23年度までに1万人の縮減が閣議決定されている。しかし、今後を見通すと6,900人程度の縮減に止まる見通しである。理由として特別支援学校や特別支援学級が増えていること、そして学校統合が進んでいないこと等が挙げられる。これを受けて総務省は、「1万人は必ず減らすこと」を求めているが、財務省は、「人数で減らすことが難しいのならば、額で減らす」ことを求めている。1万人縮減に係る費用は240億円、給与の優遇措置2.76%縮減分は430億円である。縮減できなければ給与を下げる、ということである。来年度、教職員定数の改善として、1,500人増を盛り込んでいるが、そのために要する額は給与から減らされる。つまり、定数改善を行えば給与も下がる、ということである。このままでは2.76%の縮減よりも給与が下がることが予想され、月額も年額も優遇されないことになる。これは人材確保法違反状態になり、空文化することになる。

そこで、教職調整額を見直して、教員給与の削減を改善する方向に持っていきたい。教職調整額については給与のみならず、学校業務の在り方も踏まえた検討が求められる。現在行われている中教審の部会を踏まえ、来年度の6月頃に決定する見通しである。来年度は義務教育等特別手当の縮減によるマイナス要求を行っている。骨太の方針2006や行革推進法が絡んでくると増やす要求ができないのが現実である。ぜひ、この状況を打破するためにも、全日教連にも協力していただきたい。

2 教育の機会均等と教育水準の維持向上のために、義務教育費国庫負担金を2分の1に戻し、さらに教材費を国庫負担金の中に組み入れ、地域間の格差が生じないようにすること

義務教育費国庫負担金を2分の1に戻したり、教材費を国庫負担金に組み入れたいが、具体的な要求ができる状況ではない。この状況を打破するためには、大きな改革、例えば税制改革が行われるときに要求することが考えられる。教育機関に対する公的支出の対GDP比は、OECD平均5.0%に対して日本は3.5%と1.5%(2005年調査)の差がある。この1.5%分の支出は消費税3%分にあたる。消費税を5%から8%に増額すれば、教育予算が確保できるのではないだろうか。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」において、財政の健全化として歳出・歳入一体改革が閣議決定された。幼児教育の無償化はこの改革と併せて考えられたものだが、安定した財源を確保するために増税することが盛り込まれている。いずれにせよ、国と地方の税の見直しは今後必要であろう。

教材費だけでなく、図書費やICT費も含めて、義務教育に必要な費用を市町村費に任せるのではなく、国庫負担に組み入れ、国が教員に責任を持つことが必要である。

3 新学習指導要領を先行実施するにあたり、教職員の適切な配置や教材の整備を確実に実施すること

新学習指導要領の実施に伴い、武道の必修化、古典等の伝統文化の尊重、道德教育の充実等、学習内容が大幅に増える。これらに対応するため、教材等の購入に要する経費を2分の1補助する。また、理数教育の充実に向けて移行期間に使用する教科書に準じた補助教材を作成し配布する。さらに、授業時数増等に対応するために、非常勤講師を11,500人配置し、指導体制の整備を図りたい。以上述べたことは、平成21年度の予算に盛り込んでいる。財務省は拒否の姿勢を見せているが、地域の教材費には格差が生じていることから、義務教育に係る費用は全て国庫負担が望ましいと言っ
てよい。文部科学省も精一杯要求していきたい。

4 教員免許更新制において今年度実施した試行の課題を明確にし、教員への負担を軽減するような制度運用にすること

現在、免許状を取得している教員は、取得当時、免許状の有効期間はなかったことから、文部科学省としては教員の費用負担の軽減を行いたいと考えている。財務省は、個人の負担を軽減することを認めない考えだが、平成21年度の予算では、大学等の開設者に対して事業費補助を行うことによって、受講者の費用負担を軽減できると考えている。

また、10年経験者研修は、校外研修を20日間行っているが、免許更新制の30時間分に当たる5日分を縮減して15日間で実施することも可能とする。現職研修の一貫として免許更新制を受けていただくようにすることで軽減する方向で見直していく。なお、大学等で受講する場合、職専免扱いとなる。

さらに、大学等の開設する講座については、教員の質を高める内容を求めていく。

同制度を教員に義務として課しているが、受け皿がなくなると実施できなくなる。教員免許更新制の実施を反対する教育委員会もあるが、旭川の研修センターのように自分たちで実施できる、と前向きに捉えているところもある。今後は大学と教育委員会との連携を図り、同制度の質を高めていきたい。

全国学力・学習状況調査について

(以下、文・・・文部科学省、全・・・全日教連)

全 巨額な費用をかけて実施している学力調査だが、市町村の成績を「公開する・しない」に注目が集まり、本来の目的である児童生徒の実態把握や教師の指導力改善についての議論がなされていない。また、同調査を毎年、悉皆で行う必要があるのだろうか。今後、見直しはされるのか、教えていただきたい。

文 来年度については、すでに予算を組み込んでいることから実施する。少なくとも3年間は実施の方向で考えている。同調査の参加については、愛知県犬山市のように不参加を表明する市もある。強制ではないが文部科学省としてはどの市町村も参加していただきたい。悉皆調査ではなく抽出でよいのか、2, 3年おきに実施するのか等、今後の実施結果を見て議論する必要がある。ただし、成績の序列化を招くことは避けたい。



要望結果報告

(発行：平成20年10月31日)

第8次中央要請行動 (文教予算等に関する要望)

財務省

要望日時 平成20年10月27日(月)

回答者 財務省主計局 文部科学第一・二係
主査 大沢元一

要望者 本部専従2名、副委員長2名、
栃木県学校管理職員協議会役員3名 計7名

要望に対する回答

1 人材確保法の趣旨を尊重し、優れた人材を教職員として確保するため、教育専門職としてふさわしい給与・待遇に改善すること

人材確保法には、優秀な教職員を確保するために教員給与が一般の公務員の給与水準よりも優遇されなければならないことが明記されている。しかし、「骨太の方針2006」では、一般の公務員の給与よりも優遇されている2.76%を縮減することが閣議決定された。このような状況の中で、減り張りのある教員給与体系の推進を図っており、平成20年度予算では部活動指導手当の増額、平成21年度の概算要求では義務教育等教員特別手当の縮減が盛り込まれてきた。なお、教職調整額については見直しを行っている。平成23年度までには、教員給与が2.76%の縮減となる。

2 教育の機会均等と教育水準の維持向上のために、義務教育費国庫負担金を2分の1に戻し、さらに教材費を国庫負担金の中に組み入れ、地域間の格差が生じないようにすること

教材費は地方交付金の中に組み込まれているため、各自治体の判断により使われる。高額な理科教材は国の補助、その他の教材は各自治体で負担している。しかし、財政状況の苦しい自治体は、教材費を他の目的で使っている現状がある。これには我々も苦慮しているところである。

文部科学省は、来年度の新学習指導要領を円滑に実施するために教材費の補助を要望している。また、新たに国庫補助制度を作ることも求めている。しかし、これは非常に難しい問題である。本来教材費で使うべきお金は、その目的に応じてきちんと使うべきであると考えている。

3 より質の高い教育と、子供一人一人に応じたきめの細かい指導を行うために、教職員定数の改善を図り、教職員数を増やすこと

平成元年から今日にかけて、児童生徒数は減少している。また、学校数も減少している。この状況から、教員が児童生徒一人一人と関わる時間が少なくなっていると考えられる。「骨太の方針2006」では5年間で1万人の純減を盛り込んでいるが、学校教育の抱える問題は複雑かつ多様で、現在の教職員数では足りないとの要望があり、平成20年度では1,195人の教職員を配置した。また、平成21年度予算において、新学習指導要領の実施における指導体制整備では、非常勤講師を11,500人を求めている。今後、文部科学省と協議していく。

質疑応答

(以下 財・・・財務省、全・・・全日教連)

全 児童生徒数は減少しているが、子供の質は大きく変化している。特別な支援を要する児童生徒が増え、担任は本当に苦労している。また、現在の教員は以前よりもきめ細かな指導、専門的な指導が求められている。児童生徒のニーズに応じた質の高い教育を実現するためにも、一人でも多くの教員が欲しい。

財 児童虐待のように学校の教職員だけでは解決できない問題もある。教職員を増やすよりは、スクールカウンセラー等の専門家を教育現場に取り入れた方が一人一人の子供に対して効果的に対応できるのではないか。

全 現在、通常の学級にも特別な支援を要する児童生徒がおり、適切な指導・支援を行うことが求められている。少人数指導が多くの学校で行われているとは言え、すばやく問題に対応し解決するためには、専門家も必要だが教職員の方がよい。

財 現在、少人数指導はどのような形態で行っているのか。

全 クラスを2つに分けて指導している。

全 スクールカウンセラーを配置していただけるのはとても嬉しいが、中学校では月に2、3回、小学校ではあまり来てもらえない現状がある。不登校児童生徒が増加しており、悩みを抱えている子供たちが社会に適應できるように支援していかなければならない。放課後の家庭訪問等、学校側が適切な対応をすることで、不登校の児童生徒の3割はよい状態になっているという調査もある。また、担任が授業を行っているときには養護教諭が児童生徒に個別に対応していることから、養護教諭の複数配置を全ての学校に取り入れてほしい。それにより学校生活に適應できる児童生徒も増える。国はこれらの現状を踏まえた予算付けを行うべきだ。

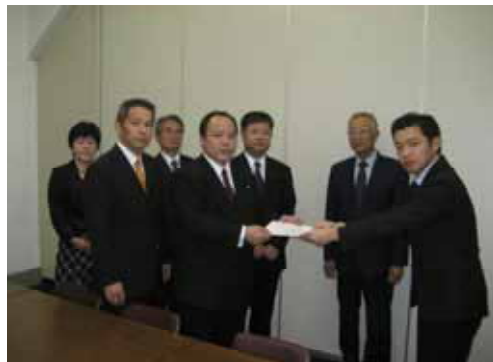
財 学級数は減少している中、学級担任外の教職員はどのように活用されているのか。

全 学校現場には県費負担教職員、市費負担教職員がいる。勤務形態が様々で、非常勤講師の勤務は午前中勤務等のように時間的な制限がある。従って、放課後の教科等の打合せができなかったり、職員会議に参加できなかったりという様々な問題点がある。

財 非常勤講師を増やしても調査物等の事務処理は教員が対応していると思う。事務処理が増えることについてはどのように考えるのか。

全 教職員の定数が改善されていないので、各自治体が教職員を捻出するために、結局非常勤で対応している。

財 文科省は新学習指導要領の実施に向けて非常勤講師配置1万人、退職教員等外部人材の活用1万人を要求しているが、もっと使い方をよく考えなければならぬ。事務量については、ある学校に週150~200通の文書が教育委員会から送られてくるとの事例も聞く。事務量を縮減するための工夫をし、授業に集中できる環境を作ることで、きめ細かな指導が行えるのではないかと。



財務省に要望書を渡す

全 中学校の理科教員の75%は、教材を自己負担しているとの結果がある。子供の実態に応じた教材を作る努力を現場の教員は行っている。新学習指導要領では理数教育の充実が求められ、観察や実験等の体験学習が必要である。そのためにも国が責任を持って教材費等を予算に組み入れることを強く求める。

財 教材としてどのようなものを負担しているのか。

全 星座の観察では傘を購入し、学習に役立てた。学校の予算では購入できないので、自己負担したことがある。ホームセンター等に行き、役立てることができそうな商品を見て回っている。また、教員の筆記用具等もほとんどが自己負担である。このような学校現場の実情も理解していただきたい。

要望結果報告

(発行：平成20年10月31日)

第8次中央要請行動 (文教予算等に関する要望)

総務省

要望日時 平成20年10月27日(月)

回答者 総務省情報流通行政局 地上放送課
課長補佐 原田 秀雄
自治財政局調整課
地域財政係長 田頭 真二
総合通信基盤局 電機通信事業部
消費者行政課係長 濱島 幸男
要望者 本部専従2名、副委員長2名、
栃木県学校管理職員協議会役員3名 計7名

要望に対する回答

- 1 教育の機会均等と教育水準の維持向上のために、義務教育費国庫負担金を2分の1に戻し、さらに教材費を国庫負担金の中に組み入れ、地域間の格差が生じないようにすること

教育の機会均等と教育水準の維持向上は重要である。教育の機会均等については、学校基本調査によると平成16年以降、教職員数は増えているという結果が出ている。これにより教育の機会均等は図られていると考えている。教育水準の維持向上については、教員の質の向上が必要である。

- 2 人材確保法の趣旨を尊重すると共に、教職員の勤務の特殊性と職務の重要性に鑑み、教育専門職としてふさわしい給与・待遇に改善するよう地方公共団体に指導すること

地方公務員法第24条第3項の一般原則のもと教育公務員特例法に従って、それぞれの地方公共団体が給与について定めることになった。義務教育の場合は人材確保法にも留意することが必要である。いずれにしても、地方公共団体の職員の給与については、各団体に設置されている人事委員会の監督の下で給与を定めている。今後も地域住民の納得と理解を得られる適正な給与水準となるよう、地方公共団体に助言していく。

3 学校における情報通信の安心・安全を考えた取組を推進すること

子供たちが安心してインターネットや携帯電話を利用できるための方策を早急に検討すること

地上波デジタル放送対応の視聴覚機器を学校に整備するための方策を早急に検討すること

については、総務省としてもインターネット上の有害情報対策を行っている。昨年の12月、総務大臣が、携帯電話会社の事業者に対してフィルタリングの導入や性能の改善を求める要望を行い、各事業者も改善に向けて取り組んでいるところである。また、文科省や警察庁と連携し、今年の3月にフィルタリングの利用等についてのリテラシー教育の推進を各自治体の教育委員会、警察署、知事に通知し、各自治体において取組がなされているところである。さらに、国会でも議論がなされており、今年の6月に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が議員立法で成立した。来年の4月1日を目途に施行される予定である。この法律には子供が使用する携帯電話には、保護者が必要ないと言わない限り、フィルタリング機能をつけるという明確な規定がなされている。ここで重要なのは、子供に携帯電話を持たせる保護者の意識なので、今後は保護者や教師を含めた大人への情報リテラシー教育の推進を図るために文科省と連携して取り組んでいきたい。

については、学校は災害時等の緊急避難場所であり、整備を早急に進める必要がある。今年の7月の地上波デジタル放送を推進する会議において、地方公共団体については、平成21年3月までに施設のデジタル化改修工事の計画を作成するように要請している。なお、学校におけるデジタル化には多くの費用がかかるが、文科省は地上波デジタル放送への対応に必要な経費の補助を平成21年度予算に盛り込んでいる。総務省も地方財政措置が取れるように要望する。

質疑応答

(以下 総・・・総務省、全・・・全日教連)

全 公立中学校理科教員の75%は、教材費を自己負担していることが調査で明らかになった。学校では小グループで限られた実験器具を使用するが、数は限られているので足りないときは自己負担している。教材費は地方交付金に組み込まれているが、財政状況の厳しい自治体は他の目的に充てている。ぜひ、地方交付金の使途を自治体に指導していただきたい。また、理科以外でも教員が教材費を自己負担していることが徳島の調査でも分かった。購入したい教材があっても、学校内の予算は限られているので、順番待ちの状態である。子供たちのために質の高い授業を行おうと真面目に取り組んでいる教員のためにも自治体に対しての指導をお願いしたい。

総 理科教材は国庫補助の対象である。75%の理科教員が教材費を自己負担しているのならば、逆に言えば国庫補助の用途に適應しないという弊害が生じているのではないだろうか。学校現場に予算を付けてもらえないというのは、国庫補助制度が悪いということであって、地方交付税とは関係がないのではないか。

全 理科教育設備は、理科教育振興法の国庫補助の対象である。しかし、それは実験器具等で1万円以上のものだけである。学校現場では実験器具の数も限られており、実験・観察が重なった場合、授業が進まないという状況もある。

総 国庫補助の適用範囲が狭いので学校現場にお金が回っていないという見方もできる。

地方交付税として適応できれば、より学校現場の実態に近い形で器具の購入ができるのではないだろうか。国庫補助の対象となる額は1万円以上なので、国庫の弊害でもあることから制度の改革が望まれるのではないだろうか。

また、理科教材の国庫補助金は9月に交付決定しているのに、12月に予算をつけてもらっても実験や観察が終わっているという状況がある。総務省は、文科省に6月に交付決定をし、9月からの授業に生かして欲しいとの要望は行っている。

教材費が足りないと言うが、現在の教材機能別分類表は平成13年度に作成され5年計画で行われている。平成19年度・20年度は文科省からのオーダーがあり、教材費を地方交付税に付けている。他の目的に流用していると言うが、各自治体は必要などころに必要な分だけ流用しており、それが果たして悪いことかどうかは疑問である。地方交付税として教材費を800億円措置しているので、後は子供たちのために使って欲しい、ということをお願いしているが、地域の実情もあるようだ。例えば、理科教育振興法（理振法）の国庫補助対象器具である地球儀やDVDプレーヤー等は毎年買うような物でもないだろう。

全 教材費は使いたいときにすぐに学校に回ってこない。また、理振法の備品よりも教員が開発した教材の方が扱いやすい。そこで、国庫補助でお金をまとめていただいて教材を充足させ、都道府県は正當に地方交付税を分配して欲しい。総務省が指導したことについては、自治体にきちんと届いているのか。

総 教材機能別分類表は揃える教材の個数が決まっているわけではない。標準的にこういうものをそろえると良い、という程度のものである。これを各自治体で全部揃えるのは難しいのではないだろうか。

全 義務教育等教員特別手当の縮減、教職調整額の見直し等、教職員の給与は益々厳しくなる。各県では給与カットが行われている。我々教職員の業務は多岐に亘り、多忙な毎日を送っている。教職員の勤務実態に応じた給与待遇に改善されるよう各自治体に指導していただきたい。

総 職責に応じた給与というのは、教員だけでなく地方公務員や国家公務員も含めて言えることなので、それを踏まえなければならない。また、人確法の趣旨については尊重しなければならないと考える。現在、文科省が教員の給与の見直しを行っているのに、総務省は助言を行いたい。

全 本年度から新しい職として主幹教諭が設置された。徳島県では教務主任が主幹教諭となったとき、主任手当がとれ、昇給しているのにマイナスになっている。頑張っているのに給与が上がらないということでは、職務を遂行する意欲も下がるのではないだろうか。目の前の子供に真面目に向き合う教員の給与が上がらないので、これから教員になる者への意欲付けにもならない。教職員が魅力ある職業になるためにも、それにふさわしい給与が与えられるべきだ。

総 人確法が無くなるわけではない。また、若年層の給与は配慮されている。ある程度年齢が上がっていったときに配慮は必要であろう。

全 若い世代から教育現場をリードしてきた世代まで、全ての世代にふさわしい給与・待遇の改善をお願いしたい。



総務省に要望書を渡す